

柏市特殊詐欺（振り込め詐欺等）対策電話機等購入等補助金
交付要綱

制定 平成28年 4月14日

施行 平成28年 5月 1日

（目的等）

第1条 この要綱は、特殊詐欺（振り込め詐欺等）対策電話機等（警察又は地方公共団体等から提供を受けた迷惑電話番号情報等を使って、振り込め詐欺及び悪質なセールスに関する着信を自動で拒否する機能又は電話の着信時に、電話の相手方に警告音声を発する機能を有し、かつ、通話中に自動的に通話内容を録音する機能を有する機器をいう。以下同じ。）の購入及び取付工事（以下「購入等」という。）の費用を交付することにより、被害防止を図り、もって市民の財産を守ることを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、柏市特殊詐欺被害防止等条例（平成28年柏市条例第14号）において使用する用語の例による。

（対象）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件に全て該当する者とする。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者であること。
- (2) 事業者等から特殊詐欺（振り込め詐欺等）対策電話機等（以下「対策電話機等」という。）の購入等をした者であること。
- (3) 規則第2条第1項の申請をした日の属する年度（以下「申請年度」という。）を基準として、当該申請年度以前5か年度以内に、本人及びその同居の家族が本市の市税を滞納していない者であること。

2 補助金交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、購入等に要する費用（前項各号のいずれかに該当する者が同一世帯に複数ある場合にあつては、当該同一世帯につき1回分の費用）とする。

（補助金の額）

第4条 対象経費の2分の1の額とする。この場合において、当該2分の1の額に1,000円未満の端数のあるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

2 前項の場合において、補助金の額は10,000円を限度とする。

（申請書記載事項）

第5条 規則第2条第1項第5号に規定する市長が必要と認める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 規則第2条第1項第1号に規定する補助対象者に係る氏名、生年月日及び連絡先の電話番号
- (2) 補助申請額及び補助対象額
- (3) 購入した場合にあつては、商品の品名及び品番
- (4) 振込先の金融機関名、口座番号及び口座名義人

（申請書添付書類）

第6条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 購入した場合にあつては、品名・日付及び補助対象者の氏名が記載された領収書
- (2) 取付工事を行った場合にあつては、当該取付工事の名称・日付及び補助対象者の氏名が記載された記載された領収書
- (3) 購入した場合にあつては、購入に係る装置が確認できるカタログ、説明書等の写し
- (4) 振込先の通帳等の写し

2 市長は、前項の書類の全部又は一部を省略することがある。

3 第1項第1号及び第2号に規定する領収書は、原本とする。ただし、申請者の要求により返還を求められた場合は、この限りでない。

（申請書提出期間）

第7条 申請書の提出期間は、対策電話機等を購入等した日から起算して1年までとする。

(標準処理期間)

第8条 申請書の提出から補助金交付の可否を決定までに要する標準的な期間は、30日とする。

(処分の制限)

第9条 対策電話機等は、規則第17条に規定する市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない財産とする。ただし、補助決定した日から起算して5年を経過した場合は、この限りでない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第1項第2号の規定は、この要綱の施行の日以後に購入等をされる振り込め詐欺等対策電話機等に係る補助金について適用し、同日前に購入等をされた振り込め詐欺等対策電話機等に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第1条第1項の規定は，この要綱の施行の日以後に購入等をされる特殊詐欺（振り込め詐欺等）対策電話機等に係る補助金について適用し，同日前に購入等をされた特殊詐欺（振り込め詐欺等）対策電話機等に係る補助金については，なお従前の例による。